

## 土佐和紙総合戦略推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 土佐和紙の伝統産業としての振興を図るために策定した「土佐和紙総合戦略」に基づく取り組みについて、フォローアップや検証等を行い、より効果的かつ実効性のある取り組みとするため、「土佐和紙総合戦略推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 土佐和紙の原料確保に関すること。
- (2) 用具の確保、土佐和紙生産者の後継者育成及び土佐和紙の技術保存の方法等に関すること。
- (3) 土佐和紙のPR（土佐和紙文化発信を含む）・販売促進・新商品開発に関すること。
- (4) 前各号のほか、推進会議の目的を達成するために必要と認められる事項。

## (組織)

第3条 推進会議は、本会議及びプロジェクトチーム（以下「PT」という。）をもって組織する。

- 2 本会議は、推進会議に係る総合調整を行い、土佐和紙総合戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討を行うものとする。
- 3 PTは、第2条第1号から第3号に定める所掌事務ごとに組織し、所掌事務に関する進捗管理、助言、その他必要なフォローアップ等を行うものとする。

## (本会議の委員)

第4条 本会議の委員は、次の各号に定める者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 製紙業界、流通関係者及び支援機関等の関係団体等の代表者
  - (2) 有識者
  - (3) 行政関係者
  - (4) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
  - 4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
  - 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(PTの委員)

第5条 PTの委員は、本会議の委員の中から委員長が選任するものとする。

2 PTには、チーム長を置き、PTの委員の中から委員長が選任する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、本会議は委員長、PTはチーム長が議長となる。

2 会議は公開とする。ただし、推進会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

3 第4条1項に定める委員が推進会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される推進会議は、第3条1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務が終了した後も同様とする。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、商工労働部工業振興課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月10日から施行する。